

厚生労働省発雇均 1118 第1号

令和 2年 11月 18日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



厚生労働省設置法（平成 11 年法律第 97 号）第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙「押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令案（仮称）要綱（家内労働法施行規則の一部改正関係）」について、貴会の意見を求める。

押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令案(仮称)要綱(家内労働法施行規則の一部改正関係)

第一 家内労働法施行規則の一部改正

様式第二号及び様式第三号について、押印欄を削除すること。

第二 その他

- 一 この省令は、公布の日から施行すること。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。
- 三 その他所要の規定の整備を行うこと。